

盛土規制法 許可・届出フロー

主に開発設計者、建築士向け

令和7年4月1日から、盛土規制法の運用を開始しました。

- 規制区域内において建築行為を行う場合で、宅地造成若しくは特定盛土等を行う場合は盛土規制法の規制の対象となりますので、事前に許可・届出を行ってください。
- 許可が必要となる場合、建築確認申請の際に、盛土規制法の許可証の写しを添付してください。
- このフロー図は手続きの流れを整理したものとなります。ご不明な点は熊本県建築課盛土対策室・熊本市都市安全課へお問い合わせください。

(注1) このフロー図は、建築行為に伴う造成行為に関するものに限り掲載したものです。宅地造成以外の造成行為及び土石の堆積を行う場合についても、規制されますので、ご注意ください。

(注2) 県の細則で、別途必要な手続き・様式を定める場合があります。

